

農地売買等支援事業実施要綱

平成 12 年 4 月 1 日 12 構改 B 第 320 号
農林水産事務次官
最終改正 令和 6 年 3 月 29 日 5 経営第 2447 号

第 1 趣 旨

我が国農業の持続的な発展を図るために、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、食料自給率の向上及び生産振興に資するよう、これらの農業経営を営む者に対する農地の利用の集積を図ることが喫緊の課題となっている。

このため、農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 7 条第 1 号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）の有する農用地等（基盤強化法第 4 条第 1 項に規定する農用地等をいう。以下同じ。）の再配分機能を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用集積を一層推進することを目的として、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が規模縮小農家等から農用地等を買い入れて、認定農業者（基盤強化法第 12 条第 1 項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）等へ売り渡し又は貸し付ける事業、農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）に対して農用地等の現物出資を行う事業、農地売買等事業又は農地中間管理事業（機構法第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）により権利を取得した農地の条件整備（簡易な整備等）を行う事業、農地法第 41 条第 4 項の規定により所有者不明農地（遊休農地又は遊休農地となるおそれがある農地であって所有者等を確知することができない農地をいう。以下同じ。）の利用権を取得する事業、機構法第 18 条第 8 項の規定により共有者不明農用地等（数人の共有に係る土地であって、その二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないものをいう。以下同じ。）の賃借権を取得する事業等を総合的に推進する必要があることから、農地売買等支援事業（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知。以下「集約化等対策事業実施要綱」という。以下同じ。）第 3 の 1 の（1）のウに規定する事業をいう。以下同じ。）及び支援法人事業（集約化等対策事業実施要綱第 3 の 1 の（3）に規定する事業をいう。以下同じ。）を実施することとする。

第 2 本事業の実施主体

本事業の実施主体は、次の 1 から 5 までのとおりとする。

- 1 第 4 の 1 の（1）の事業は、都道府県とする。
- 2 第 4 の 1 の（2）のアの（オ）及びイの事業は、旧農地保有合理化法人（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号。第 4 の 1 の（1）において「基盤強化法等の一部改正法」という。）附則第 3 条に規定する旧農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）とする。
- 3 第 4 の 1 の（2）のア（（オ）を除く。）の事業は、農地中間管理機構等（農地中間管

理機構及び旧農地保有合理化法人をいう。以下同じ。)とする。

4 第4の1の(2)のウの事業は、農地中間管理機構とする。

5 第4の2の事業は、支援法人(基盤強化法第11条の2第1項の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。)とする。

第3 本事業の実施地域

本事業の実施地域は、次の1及び2のとおりとする。

- 1 第4の1の(2)のア及びイの事業を実施する地域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第8条第2項第1号に規定する農用地区域その他農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。)が別に定める地域とする。
- 2 第4の1の(2)のウの事業を実施する地域は、農振法第6条第1項の規定により指定された農業振興地域の区域内とする。

第4 本事業の内容

1 農地売買等支援事業

(1) 都道府県指導推進整備事業

都道府県は、農地売買等支援事業の実施のため、農地中間管理機構等に対する指導及び連絡監督等を行うものとする。

(2) 機構業務事業

農地中間管理機構等は担い手への農地の集積・集約化を促進するため、規模縮小農家等から農用地等を買い入れて、認定農業者等へ売り渡し又は貸し付け等を行うものとする。

ア 担い手支援タイプの事業

農地中間管理機構等は、認定農業者、特定農業法人(基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。)、特定農業団体(基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。)、認定就農者(基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。)、基本構想水準到達農業者(基盤強化法第6条第1項の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に示す効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成していると認められた者をいう。)又は中心経営体(人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)の1に規定する中心経営体をいう。以下同じ。)に対して農用地等の集積を図るために次に掲げる事業を行うものとする。

ただし、中心経営体については、令和6年度において、事業を実施する農用地等をその範囲に含む地域計画(基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。)が策定されるまでの間に限り対象とできるものとする。

(ア) 農用地等売渡事業

農地売買等事業及び旧農地売買等事業(基盤強化法等の一部改正法による改正前の基盤強化法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。)により農用地等及び農業用施設(農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)第9条第2号に規定する農業用施設をいう。)

その他経営局長が別に定めるもの（以下「農業用施設等」という。）の買入れ、交換、売渡し、一時貸付け又は一時貸付けを行った後の売渡しを行うものとする。

(イ) 農地所有適格法人出資事業

農地売買等事業及び旧農地売買等事業により買い入れた農用地等（基盤強化法第4条第1項第4号の土地にあっては、近い将来開発することが確実と認められる場合に限る。）の現物出資を行うものとする。

(ウ) 農作業受託促進事業

農作業受託の促進のための農作業受託料相当額の資金の貸付けを行うものとする。

(エ) 農地条件整備事業

(ア)の事業又は農地中間管理事業と併せて農地の条件整備を行うものとする。

(オ) 農用地等貸付事業

旧農地保有合理化法人が行う旧農地売買等事業により農用地等の貸付けを行うものとする。

イ 一般タイプの事業

旧農地保有合理化法人は、農地売買等事業により借り入れた農用地等の貸付けを行うものとする。

ウ 所有者不明農地借入事業

農地中間管理機構は、次に掲げるいずれかの事業を行うものとする。

(ア) 農地法第41条第4項の規定により所有者不明農地の利用権を取得する事業

(イ) 機構法第22条の3の規定により公示された共有者不明農用地等について、同法第18条第8項の規定により、賃借権を取得する事業

2 支援法人事業

(1) 支援法人指導推進整備事業

支援法人は(2)の事業を行うための体制整備を行うほか、農地売買等支援事業の推進を行うものとする。

(2) 借入資金利子助成事業

支援法人は、経営局長が別に定めるところにより、金融機関から農地中間管理機構等が行う1の(2)のア及びウの事業を実施するための資金の調達を行うものとする。

第5 本事業の要件

本事業の要件は、経営局長が別に定めるところによるものとする。

第6 本事業の実施計画

1 農地中間管理機構等又は支援法人は、毎年度、経営局長が別に定めるところにより実施計画を作成し、農地中間管理機構等にあっては都道府県知事の、支援法人にあっては経営局長の承認を受けるものとする。

2 支援法人は、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25 経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第4の

規定による交付申請書（以下「交付申請書」という。）に実施計画を添付して提出するものとし、交付要綱第6の規定による農林水産大臣（以下「大臣」という。）からの交付決定の通知をもって、1の承認があったものとみなす。

ただし、やむを得ない事情により、第7の1による交付決定前着手届を提出するに当たっては、交付申請書の提出より前に、経営局長の承認を受けるものとする。

3 都道府県知事は、1の承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長等（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に協議するものとする。

4 本事業の実施計画の変更で経営局長が別に定めるものについては、1及び3の規定を準用するものとする。

第7 事業の実施

1 本事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に、事業に着手するものとする。

ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、都道府県知事にあっては地方農政局長等の、支援法人にあっては経営局長の適正な指導を受けた上で、経営局長が別に定めるところにより交付決定前の事前着手を都府県知事（沖縄県を除く。）にあっては地方農政局長に、沖縄県知事にあっては内閣府沖縄総合事務局長、北海道知事及び支援法人にあっては大臣に届け出るものとする。

なお、第4の2の(2)の事業については、事業実施年度の4月1日から着手することとするが、交付決定前着手届の提出は不要とする。

2 1のただし書により交付決定前に着手する場合において、都道府県知事又は支援法人（以下「都道府県知事等」という。）は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となった場合に着手するものとする。

また、この場合において、都道府県知事等は、交付申請書の提出より前に実施計画を提出し、交付決定までのあらゆる損失等に対し自ら責任を負うものとする。

なお、都道府県知事等は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

3 1のただし書により交付決定前に着手する場合について、地方農政局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようとするものとする。

第8 本事業の実施に要する資金の調達及び貸付け

支援法人は、農地中間管理機構等に対し、本事業の実施による農用地等若しくは農業用施設等の買入れ、農地の条件整備、農地法第41条第4項に基づく所有者不明農地の利用権の取得、機構法第18条第8項に基づく共有者不明農用地等の賃借権の取得等に要する資金を、経営局長が別に定めるところにより調達し、無利子で貸し付けるものとする。

第9 本事業の推進体制

1 推進指導

- (1) 都道府県知事は、農地中間管理機構等に対し、関係市町村等との連携の下に、本事業が円滑に実施されるよう指導するものとする。
- (2) 農地中間管理機構等は本事業の円滑な推進を図るため、市町村、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、土地改良区その他農業団体の役職員及び農業に関して学識経験を有する者等をもって構成する推進協議会を設置するものとする。
- (3) 農地中間管理機構等は、本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項等の実施により推進協議会と相互に協力して本事業の推進を図るものとする。
 - ア 農地中間管理機構等は、推進協議会に対し、当該地域における本事業の実施計画の策定等について必要に応じて協議するとともに、本事業の推進に関する情報提供を行うものとする。
 - イ 推進協議会は、本事業の推進を図るために農地中間管理機構等が行う普及推進活動に協力するとともに、事業参加者の経営の安定及び一時貸付け又は長期貸付け後の円滑な買受けを図るため、農地中間管理機構等と連携してその者の営農状況の把握及びその者に対する指導・助言を行うものとする。
- (4) 推進協議会と同様の組織が既に設けられている場合は、当該組織を推進協議会として活用するものとする。
- (5) 農地中間管理機構等は、本事業の実施に当たっては、農地中間管理事業及びその実施に關係する団体等との連携に配慮するものとする。

2 他の機関等との連携

- (1) 農地中間管理機構等は、本事業の実施に当たっては、市町村、農業委員会、都道府県農業会議、農業協同組合、普及指導センター、道府県農業大学校、都道府県農業経営・就農支援センター（基盤強化法第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。）、株式会社日本政策金融公庫等の金融機関等の関係機関との連携を密にし、これら機関の行う事業の導入が必要となる場合には、その効果が相乗的に發揮されるよう努めることとする。
- (2) 農地中間管理機構等は、本事業の実施に当たっては、認定農業者等の担い手への農用地の利用集積を一層促進するため、市町村等の行う農地流動化を促進するための事業等との連携に配慮するものとする。
- (3) 農地中間管理機構等は、本事業の実施に当たっては農山漁村男女共同参画推進指針（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく女性対策の着実な推進に配慮するものとする。
- (4) 農地中間管理機構等は、本事業の実施に当たっては、土地改良事業の実施地区における農地流動化のより一層の促進を図るため、当該土地改良事業の関係土地改良区との連携に配慮するものとする。
- (5) 農地中間管理機構等は、本事業の実施に当たっては、認定農業者等の担い手の育成・確保の取組について地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要

綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 の（2）に規定する地域農業再生協議会をいう。）との連携に努めるものとする。

- 3 農地中間管理機構等は、本事業の円滑な推進を図るため、本事業の業務に係る事務の一部を市町村等に委託することができるものとする。

第 10 本事業の実施期間

- 1 第 4 の 1 の（2）のアの（オ）の事業の実施期間は平成 26 年度までに借り入れた農用地等又は農業用施設等の借入期間が終了するまでの間とする。
- 2 第 4 の 1 の（2）のアの（ア）から（イ）までの事業の実施期間は令和 3 年度から令和 7 年度までとする。
- 3 第 4 の 1 の（2）のイの事業については、平成 18 年度までに借り入れた農用地等の借入期間が終了するまでの間とする。
- 4 第 4 の 1 の（2）のウの事業の実施期間は令和 4 年度から令和 7 年度までとする。
- 5 第 4 の 2 の（2）の事業により金融機関から新たに資金を調達する期間は、第 4 の 1 の（2）のアの事業に要する資金の調達に係るものは令和 3 年度から令和 7 年度まで、第 4 の 1 の（2）のウの事業に要する資金の調達に係るものは令和 4 年度から令和 7 年度までとする。ただし、当該事業の実施期間は、支援法人が農地中間管理機構等に貸し付けた資金に係る償還期限が到来するまでとする。

第 11 助成措置

国は、予算の範囲内において、次の経費につき、別に定めるところにより補助するものとする。

- 1 農地中間管理機構等が本事業の実施及び農地中間管理事業の実施に関する団体等との連携を行うのに要する経費として経営局長が別に定めるものについて都道府県が補助する場合における当該補助に必要な経費
- 2 都道府県が農地中間管理機構等に対し本事業の実施に関して指導するのに要する経費
- 3 支援法人が金融機関から資金を調達するために要する利子その他本事業の実施に要する経費及び本事業の推進を行うのに要する経費

第 12 実績報告

- 1 農地中間管理機構等又は支援法人は、毎年度、事業が完了したときは、経営局長が別に定めるところにより実績報告書を作成し、農地中間管理機構等にあっては都道府県知事に、支援法人にあっては交付要綱第 14 の規定による実績報告書に添付することにより、経営局長に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1 の報告（支援法人の報告を除く。）を取りまとめの上、交付要綱第 14 の規定による実績報告書に添付することにより、地方農政局長等に報告するものとする。

第 13 その他

本要綱の実施のため必要な事項は、経営局長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

- 2 担い手支援農地保有合理化事業実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7675 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。この場合において、同要綱第 4 に掲げる事業のうち現に実施中の事業は、本通知の第 4 の 1 に掲げる事業とみなすものとする。

附 則

この通知は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本通知の施行時において、現に旧農地保有合理化法人が買い入れ又は借り入れて保有する農用地等の買入れ又は借入れに要した資金及び旧農地保有合理化法人が買入れにより保有する農業用施設の買入れに要した資金に係る利子助成及び貸付金の償還については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行時において、現に農地中間管理機構等が買入れにより保有する農業用施設等の買入れに要した資金及び金銭出資に要した資金に係る利子助成及び貸付金の償還については、なお従前の例による。
- 3 農地売買円滑化事業実施要領（平成 13 年 4 月 1 日付け 12 経営第 2068 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。この場合において、同要領に基づき実施中の事業は、本通知の第 4 の 4 に掲げる事業とみなす。

附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要綱の規定に基づき、平成 28 年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要綱の規定に基づき、平成 29 年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和元年 5 月 8 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものと

みなす。

- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。